

令和 6 年度

林業専用道第二石山支線測量設計委託 設計書

---

北海道 帯広市

# 設 計 説 明 書

委 託 業 務 名

林業専用道第二石山支線測量設計委託

---

業 務 箇 所

上川郡清水町羽帯

---

業 務 数 量

測量業務 : 路線測量 L=900m

---

設計業務 : 実施設計 L=900m

---

設 計 金 額

円 (うち消費税相当額 円 )

---

業 務 期 間

契約締結日 の翌日 ~ 令和6年7月22日

---

そ の 他 特 記 事 項

---

(第1号様式)

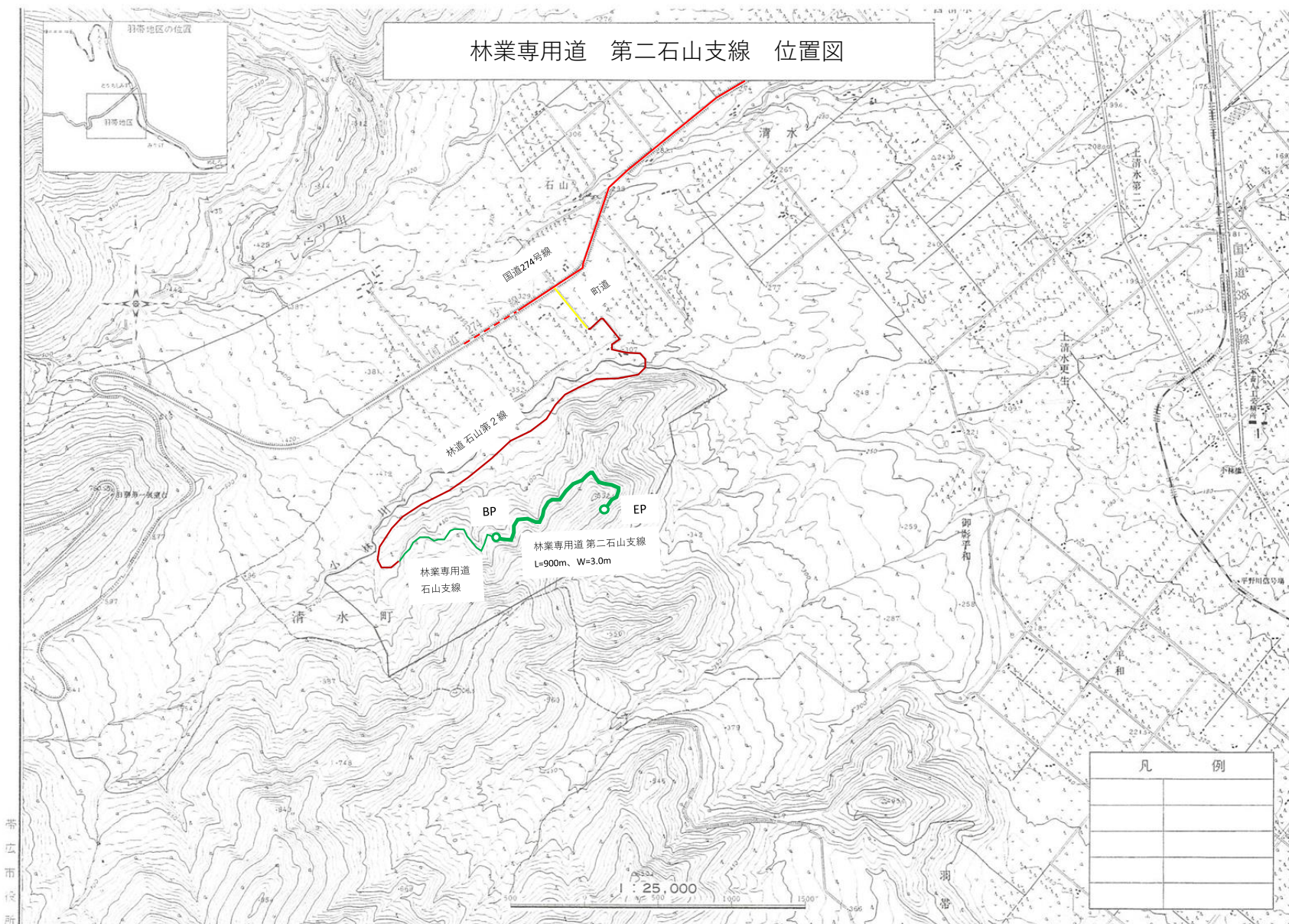
## 民有林林道事業設計書

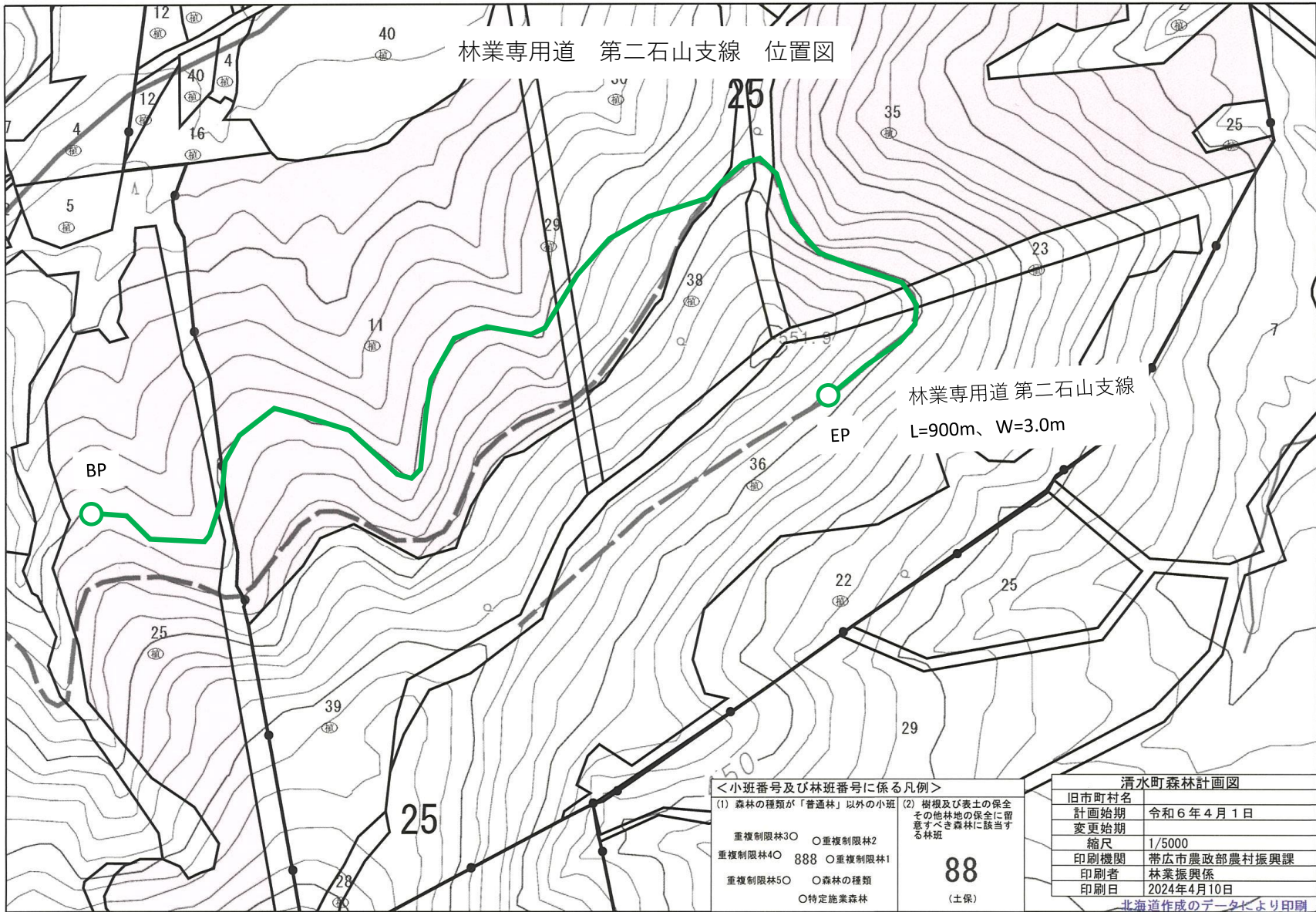
令和6年度

業務名	林業専用道第二石山支線測量設計委託		
路線名	第二石山支線	林道区分	林業専用道
		級別区分	2級
		設計速度	15 km/h
林道種類	自動車道	測点	SP0 ~ SP900
		延長	L = 900 m
		車道幅員	W = 3.0 m

施工主体	施工		
工事施工箇所			
	職名	氏名	印
審査者			
設計者			

# 林業専用道 第二石山支線 位置図





<小班番号及び林班番号に係る凡例>

- (1) 森林の種類が「普通林」以外の小班
  - (2) 樹根及び表土の保全  
その他林地の保全に留意すべき森林に該当する林班
- 重複制限林30 ○ 重複制限林2  
 重複制限林40 888 ○ 重複制限林1  
 重複制限林50 ○ 森林の種類  
 ○ 特定施業森林

**88**  
(土保)

清水町森林計画図	
旧市町村名	
計画始期	令和6年4月1日
変更始期	
縮尺	1/5000
印刷機関	帯広市農政部農村振興課
印刷者	林業振興係
印刷日	2024年4月10日

北海道作成のデータにより印刷

# 委 託 特 記 仕 様 書

北 海 道 帯 広 市

( 農 政 部 農 村 振 興 課 )

# 目 次

1.	委託名	P - 1
2.	委託概要	P - 1
3.	委託箇所	P - 1
4.	森林土木工事積算基準等	P - 1
5.	積算情報	P - 1
6.	適用	P - 1
7.	一般事項	P - 2
8.	管理技術者等の資格について	P - 2
9.	照査技術者に係わる発注者への通知について	P - 2
10.	業務計画書の作成について	P - 3
11.	貸与する図書等	P - 3
12.	成果品等	P - 3
13.	状況報告	P - 4
14.	その他	P - 4

< 様式等 >	A.	提出成果品一覧
	B.	打合せ簿
	C.	業務月報
	D.	CAD製図レイヤ分類表

本特記仕様書は、次の委託に適用する（項目上の□中に○があるものが適用される。なお、□が無いものは、常に適用される。）

1. 委託名 : 林業専用道第二石山支線測量設計委託

2. 委託概要

本業務において、□に○の記載があるものが該当する業務及び測量業務担当である。

- 測量業務 : 路線測量 L = 900 m
- 設計業務 : 用地確定測量 L = m
- 設計業務 : 実施設計 L = 900 m
- 調査業務 : \_\_\_\_\_

3. 委託箇所

上川郡清水町羽帯

4. 土木工事積算基準等

- 1 本設計図書は北海道水産林務部が制定した「森林土木事業標準歩掛表（測量試験）」に基づき作成している。

5. 積算情報

本業務の業務期間は、下記のとおりである。

業務期間 : 契約締結日の翌日～令和6年7月22日

6. 適用

- 1 特記仕様書及び設計図書に記載されていない事項については、帯広市公共測量作業規定（国土交通省公共測量作業規定を準用）又は、北海道水産林務部制定の『北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書（最新版）』（以下共通仕様書という。）によること。
- 2 設計業務については、北海道水産林務部監修「林道事業設計指針」等により設計を行うこと。
- 3 2.の□に○のある業務に適用する共通仕様書は、次のとおりとする。

業務名	適用仕様書
測量業務	測量業務共通仕様書
設計業務	設計業務共通仕様書
調査業務	調査業務共通仕様書

各仕様書間で相違がある場合の取り扱いは、業務担当員の指示によるものとする。  
 なお、特記仕様書、設計図書及び共通仕様書に記載のない事項については、次の仕様書によること。仕様書間の相違等の扱いは上記と同様とする。

策定者	名称
北海道水産林務部	北海道水産林務部森林土木工事共通仕様書

- 4 3の各共通仕様書に記載されていない事項については、各共通仕様書に関する各要綱、示方書及び指針等に準拠することとする。その適用にあたっては、その都度業務担当員と協議すること。業務にあたって疑義、不明な点があれば、同様に協議すること。



## 7. 一般事項

- 1 業務実施中は、交通、保安に万全を期すとともに、第三者に損害を与えた場合は受託者の責任により解決するものとする。
- 2 業務の実施にあたって、工作物の除去、検査に要する経費は受託者の負担とする。
- 3 民地の立ち入りについては、権利者の了解を得ること。
- 4 測量実施中関係官公庁署または地元と交渉を要する場合、若しくは交渉を受けた場合は業務担当員の指示を受けた関係者、甲、乙、三者立会のうえこれを処理するものとする。
- 5 永久基準点標が本工事を施工する際に支障となる場合、移設、廃止等の協議を道路管理者と行い、設計図書の整理をすること。

## 8. 管理技術者等の資格について

2.の委託概要の項目において、該当業務における管理技術者等の資格要件については、次のとおりとする。

複合の委託業務において、別に記載のある場合を除き、上位の業務の管理技術者を発注者に通知すること。(設計業務>調査業務>測量業務)

なお、各業務に対応する資格要件に管理技術者が該当しない業務がある場合は、当該業務に必要な資格要件を有する担当技術者を選任し、業務計画書に記載すること。

### 1 設計業務（管理技術者及び照査技術者の資格について）

管理技術者及び照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャーの資格保有者でなければならない。なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、次のいずれかに該当する者で発注者が認める者をいう

- ① 一級土木施工管理技士
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者。
- ③ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者。
- ④ 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者。
- ⑤ 上記各項に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者。

注) 照査技術者の資格は、委託業務に照査が含まれる場合に適用される。

### 2 測量業務（管理技術者の資格について）

管理技術者は、測量士の資格保有者でなければならない。

## 9. 照査技術者に係る発注者への通知について

本業務を行うにあたっては照査技術者を定め、発注者に通知するとともに、業務の中間段階及び終了時において照査を行った状況を記載した記録簿を提出すること。

なお、照査技術者を定める業務は以下のとおりとする。

- 1 対象範囲  
設計業務において、重要構造物等の詳細設計を行う場合を対象とする。
- 2 対象構造物
  - ① 林道の全体計画調査
  - ② 土留、擁壁工
  - ③ 地すべり防止工
  - ④ 橋梁
  - ⑤ トンネル

## 10. 業務計画書の作成について

- 1 受託者は、契約後すみやかに公示用設計図書の検討、現場確認、関係機関への届け出、業務担当員との打合せを行い、契約後15日以内に提出すること。これによりがたいときは、別途協議すること。この場合、提出できない理由書及び説明資料を提出すること。
- 2 提出しなければ、業務着手(外業)をしてはならない。ただし、業務担当員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 業務計画書に、共通仕様書等に記載のある項目について具体的な作業手順、具体的な作業方法、当該委託で留意すべき事項を記載すること。
- 4 段階確認事項(特記仕様書等で指示のある箇所)を業務担当員と確認のうえ業務計画書に記載すること。
- 5 段階確認事項(特記仕様書等で指示のある箇所以外)を業務担当員と協議のうえ業務計画書に記載すること。
- 6 業務計画書で変更になる部分は、すみやかに業務担当員に提出すること。

## 11. 貸与する図書等

- 1 特になし

## 12. 成果品等

- 1 提出成果品は、別紙のとおりとする。  
成果品の提出にあたり、電子媒体に記録したものを次に留意の上併せて提出すること  
ア 図面はCADソフトを使用して作図し「JWCAD」で編集可能なこと。  
また、レイヤの分類は別表の「CAD製図レイヤ分類表」によること。  
イ 電子媒体は、CD-ROMを原則とし、これ以外の電子媒体、規格については業務担当員の承諾を得るものとする。
- 2 「施工特記仕様書」  
森林土木工事共通仕様書に記載されていない事項がある場合に記載すること。また、これを参考に実施設計書図書の特記仕様書が作成できるようになっていること。
- 3 「図面」  
材料の規格、材質、強度、仕様等は、図面上に明記すること。また、構造物線の寸法線は強弱を持たせるなど、数値が何処を指定してるのか明確にすること。
- 4 「報告書」  
報告書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、上位計画等との整合性、経済性、耐久性、美観、自然環境、社会環境等の要件を適確に解説し取りまとめるものとする。  
また、標準的な施工計画・仮設計画についても作成するものとする。  
その他、報告の概要として、設計の条件、地形、地質条件、法令の規制、安全で合理的な維持管理上支障が少ない事等判るものを本編から抜粋により作成したものを別途提出すること。  
設計に用いた基準、指針、示法書等の何処の何を根拠に使用したか明らかにし、第三者に求められた場合等に、直ちに説明出来るよう整理・製本し提出すること。

### 13. 状況報告

- 1 少なくとも二週に一度、業務の進捗状況を報告すること。
- 2 方法は、対面、FAX、メール等による。

### 14. その他

疑義が生じた場合は、その都度業務担当員と協議すること。

---

---

---

# 提出成果品一覧

	提出品	種別	縮尺	成果品部数			用紙	摘要
				原図	複写	電子媒体		
林道設計	○	計画平面図	1/200～1/1000	1		1	作図仕様書によること	黒インク仕上げ、カラー仕上げ
	○	現況平面図	1/200～1/1000	1		1	〃	標題の上又は下に位置図を添付すること。黒インク仕上げ
	○	縦断図	縦 1/100～1/200 横 1/500～1/1000	1		1	〃	黒インク仕上げ
	○	横断図	1/100	1		1	〃	黒インク仕上げ
	○	土工定規図	適宜	1		1	〃	黒インク仕上げ
		地割平面図	1/200				〃	黒インク仕上げ
		施業図	1/5000	1		1	〃	黒インク仕上げ
		造成計画平面図	1/200～1/1000				〃	黒インク仕上げ
		芝生平面図	1/200～1/1000	1		1	〃	黒インク仕上げ
	○	施設詳細図	適宜	1		1	〃	黒インク仕上げ
		植栽平面図	1/200～1/1000	1		1	〃	黒インク仕上げ
	○	製本図				1	〃	縮小版（A4）
		河川申請図	適宜	1		1	〃	黒インク仕上げ、カラー仕上げ
現況測量	○	支障物件調書		一式		1	適宜	支障木等調書
	○	製本図		一式		1	〃	
	○	計算簿		一式		1	〃	
地質調査		試験位置案内図		1		1	適宜	黒インク仕上げ
		調査位置平面図		1		1	〃	黒インク仕上げ
		土質又は地質断面図		1		1	〃	黒インク仕上げ、カラー仕上げ
報告書	○	工事数量計算書		一式	1	1	A-4	
	○	構造計算書		一式	1	1	〃	水理計算含む・数値根拠等本名ページを明記すること。
		工事費算出書		一式	1	1	〃	
		仕様書					〃	
		工期算定書					〃	
		その他		一式	1	1		河川協議資料・河川占用資料
	○	その他参考資料		一式	1	1		

注1 ○印提出を要するもの

注2 図面に全資材について性能・規格・強度・仕様・特記仕様書等を明示すること。

注3 報告書には、設計の業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、リサイクル、環境等の要件を適確に取りまとめること。

注4 設計計算書には、計算に利用した理論、公式の引用、文献等（ページ）及び計算過程を明記すること。

注5 工事施工に必要な材料の規格、性能、強度等及び施工上の留意すべき点の内、北海道建設部土木工事共通仕様書に記載のない事項は、設計図書として特記仕様書を作成すること。

注6 施工計画書は、工事施工にあたって必要な事項（基本的内容）である計画工程表、使用機械、施工方法、施工管理、仮設備計画リサイクル計画、特記事項及びその他等を記載すること。

なお、特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載すること。

注7 現地踏査を実施した場合は、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめること。

注8 土質調査試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS1221に準拠して整理し提出するものとする。

なお、推定柱状図を作成した場合は、これも提出する。





## C A D 製 図 レ イ ヤ 分 類 表

各図面共通

レイヤ番号	レイヤ名	レイヤに含まれる内容
0	枠	外枠、タイトル枠、凡例図枠、方位
1	基準線	基準線、基準点、(図面の仮線)
2	寸法	寸法線、寸法
3	文字	全ての文字
4	用地境界等	用地線、道路 $\epsilon$ 、I P、基準点、杭等
5	現況線	現況状況、現況地物
6	計画線 1	計画線、主な構造物
7	計画線 2	排水構造物
8	計画線 3	その他の構造物
9~C	—	監督員と協議
D	旗上げ	旗上げ
E	材料表等枠	材料表枠、その他表
F	材料表等文字	材料表文字、その他























